

⑥ 笠間市長選挙及び笠間市議会議員補欠選挙のお知らせ

問 笠間市選挙管理委員会(総務課内：内線 207)

4月10日(日)は、笠間市長選挙及び笠間市議会議員補欠選挙(欠員1名)の投票日です。
選挙は、私たちの代表を選ぶ大切な機会です。安易に棄権することなく進んで投票しましょう。

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を満たしている方です。

- ・年齢要件 平成16年4月11日までに生まれた方。
- ・住所要件 令和4年1月2日までに笠間市に住民登録をされた方(転入届をされた方)で、引き続き3か月以上笠間市内に住所を有している方。

投票所

投票は、市内51か所の投票所で行われます。各世帯に郵送される「入場券」に投票所の略図が記載されていますので、自分の投票所を確認してください。「入場券」は3月下旬に順次発送されます。)なお、下記の投票所は前回の選挙(令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙)から変更となりますのでご注意ください。

【友部地区】

投票所		行政区
(旧) 鴻巣新農村集落センター	(新) 地域医療センターかさま	原店1・原店2・宿1・宿2・久保・ 古山・宮前1・宮前2・鴻巣1・鴻巣2・ こうのす団地・県営友部アパート

投票時間

投票時間は、どの投票所も終了時刻を2時間繰り上げ、午前7時から午後6時までです。その時間以外には投票することができませんので、ご注意ください。

期日前投票

投票日当日に所用等のため投票所で投票できない方は、期日前投票により投票することができます。入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入のうえ、持参してください。

- ・期間 4月4日(月)～4月9日(土)
- ・時間 午前8時30分～午後8時まで
- ・場所 笠間市役所 本所および各支所

不在者投票

4月4日(月)からできますが、事前に手続きが必要になりますので、お早めに笠間市選挙管理委員会にお問合せください。

- 【対象】
- ・笠間市に住民登録をしているが、笠間市外に滞在もしくは旅行している方
 - ・県指定の病院に入院、施設に入所している場合など

郵便投票

重度の障がいを持つ方(身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、法律の定める一定の障がい有する方および介護保険法上の要介護5の方)で、投票所で投票することができない方のために郵便投票の制度があります。この郵便投票による投票用紙の請求期限は、4月6日(水)までです。

なお、郵便投票をするには、事前に郵便投票証明書の申請が必要となりますので、お早めに笠間市選挙管理委員会にお問合せください。